

平成 27 年 4 月 1 日
理 事 長 裁 定

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館(以下「好生館」という。)は、「病む人、家族、そして県民のところに添った最良の医療を目指す」ことを基本理念に、「学問なくして名医になるは覚束なきことなり」の設立理念に則り、良質で安全な患者中心の信頼される医療の提供に向けて、基礎、臨床の両面から多くの研究活動等を行っている。

これらの研究の一部は公的研究費で行われ、その原資は国民の税金であり、研究活動に対する社会の信頼があればこそ研究の推進が可能となっている。よって、研究経費の不正使用は、社会的信頼を損ねるルール違反であり、その管理は好生館の責任で、適正かつ適切に行う必要がある。

好生館は、①公的研究費の不正を事前に防止するための取り組み、②組織としての管理責任体系の明確化を図るため、次のとおり公的研究費の不正防止に関する基本方針を定める。

(組織としての管理責任体制の整備と公表)

1 不正の事前防止を目的に内部統制の強化を図るため、管理責任体系を定め、これを館内外に公表する。

(不正防止のための取り組み)

2 会計事務処理の職務権限や使用ルールを明確にし、研究者に対する不正防止啓発、意識向上に努めつつ、不正抑止機能を備えた研究環境を作る。

(不正使用防止計画の策定)

3 不正誘発の要因を把握し、これを排除するため、より具体的で実効性のある不正使用防止計画を策定し、継続して実施する。

(監査体制の整備)

4 モニタリング等を活用した確実なチェック機能を有する監査体制を整備し、公的研究費の予算、執行が適正に管理されるシステムを作る。

(規則等の情報共有・共通理解)

5 研究に関係するすべての職員が、公的研究費の使用等に関する通知、ガイドライン等を確実に把握し、共有する体制を作る。